

医療法人社団 誠和会 長谷川病院
指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所
運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団誠和会が開設する指定訪問リハビリテーション事業所及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）医師が訪問リハビリテーション等の必要を認められた者に対して、適正な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において事業所の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団 誠和会 長谷川病院
- 2 所在地 千葉県 八街市 八街に85

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		病院と兼務
理学療法士	同	1		病院と兼務
作業療法士	同	1		病院と兼務
言語聴覚士	同		1	病院と兼務
事務員		1		病院と兼務

(1) 管理者

管理者は、事業所に勤務する従業員の管理及び訪問リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士等は、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、訪問リハビリテーション等を行う。

(3) 事務員

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、心身の状態及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、事業所の医師及び主治医の診療による指示又は主治医の診療情報提供による指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、八街市、山武市の一部地域、東金市の一部地域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所から片道20kmを越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

・1キロメートルあたり20円

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明をした上で、支払い同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 キャンセル料の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡時間に応じて下記によりキャンセル料を

請求する。

- ・ 当日朝、8：30前までのご連絡の場合は、キャンセル料は無
 - ・ 利用者本人又はその家族、又は介護支援専門員から連絡がないまま自宅を不在にした場合は、基本単位の利用料の利用者負担額をキャンセル料として請求する。
 - ・ すでに流行性の感染症を利用者本人又は同居する家族が罹患していることが明らかの場合に訪問リハビリの中止も連絡をしなかった場合は、基本単位の利用料の利用者負担額をキャンセル料として請求する。
- *ただし利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は無

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡を行い、指示を求める。

(事故発生時の対応方法)

- 第10条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに必要な措置を行う。
- 2 事業者はサービス提供に伴って事業者責めに帰すべき事由より賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6カ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人誠和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。